

～まちづくり協議会との協議が必要となります～

目的

板橋区では、区内で自主的な都市づくりを行うまちづくり協議会を「板橋区都市づくり推進条例（以下、「条例」という。）」に基づく「承認まちづくり協議会」に位置づけています。

開発事業者の皆様は、承認まちづくり協議会の活動区域内で開発事業を行う場合は、事前に協議を行っていただく必要があります。（条例第22条）

協議の対象となる承認まちづくり協議会の活動区域の位置は、2～3ページをご確認ください。

承認まちづくり協議会との協議の進め方

設計変更可能な時期で、設計内容が決定する前の早い時期に協議を行ってください。

なお、承認まちづくり協議会により協議対象や協議方法が異なるため、各承認まちづくり協議会の協議に係る実施方針をご確認ください。

協議結果の報告

協議結果については、協議内容を整理し、承認まちづくり協議会協議状況報告書（第17号様式）を、可能な限り承認まちづくり協議会の確認を受けた後に、協約・覚書等（取り交わした場合）と合わせて、区に提出してください。

※合意が成立しない場合には、再度協議をしていただきますが、合計3回の協議によっても合意が成立しない場合で、合意に向けた協議の継続が困難と判断される場合には、その旨を協議結果の報告の際に、区に報告してください。

注意事項

- ・開発事業者の皆様は、出来る限り継続して承認まちづくり協議会との協議に参加し、合意と理解のプロセスを経てください。
- ・協議の場で合意が成立した場合は、合意内容を協約・覚書等で取り交わしてください。

問合せ

- ・板橋区都市づくり推進条例に関すること：都市計画課 03-3579-2552
- ・承認まちづくり協議会との協議内容に関すること：各協議会にお問合せください。

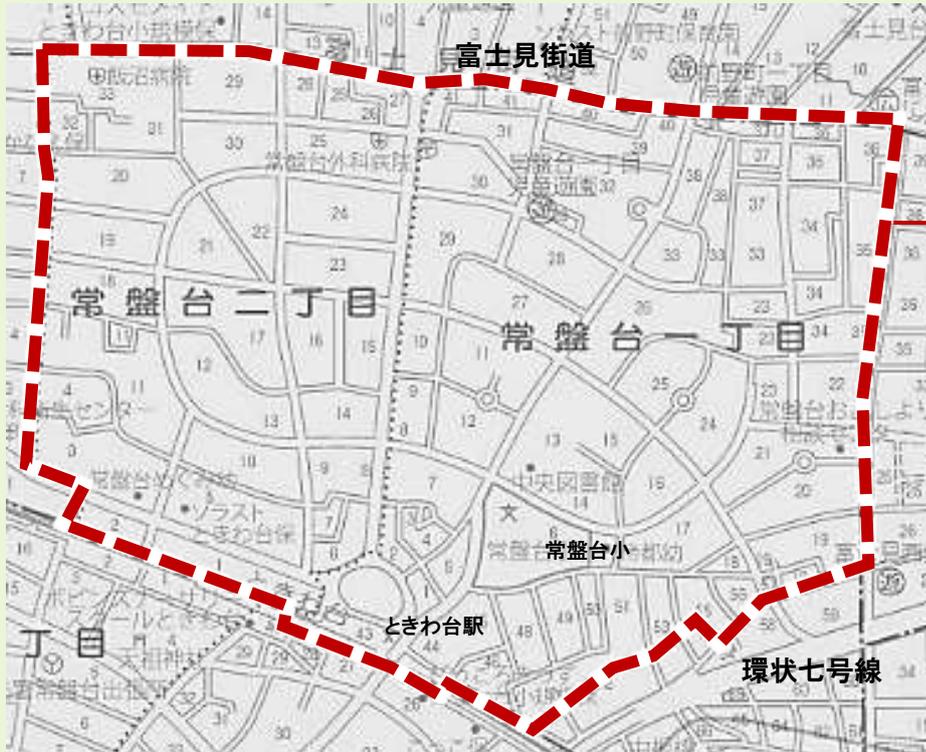
板橋区ホームページのご案内

板橋区トップページ > 防災・環境・まちづくり > 都市計画・景観計画・交通計画
> 都市計画 > 都市づくりビジョン
> 【都市づくり推進条例】まちづくり協議会との協議・情報提供



■協議の対象となる承認まちづくり協議会

ときわ台しゃれ街協議会 活動区域図



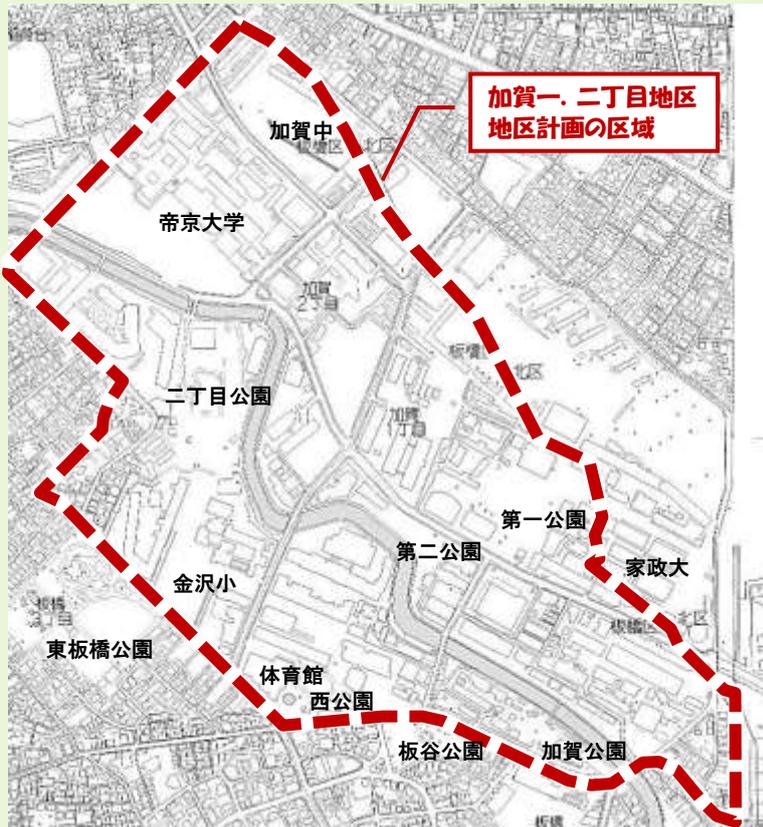
常盤台一丁目・二丁目地区
(環状七号線沿道地区計画
及び環状七号線南側の区
域を除く)

- 協議対象行為
- ・敷地分割
 - ・既存建築物の解体
 - ・業務用駐車場の開設
 - ・建築確認が必要な行為など

詳細は板橋区ホームページにて、紹介しています。



加賀まちづくり協議会 活動区域図



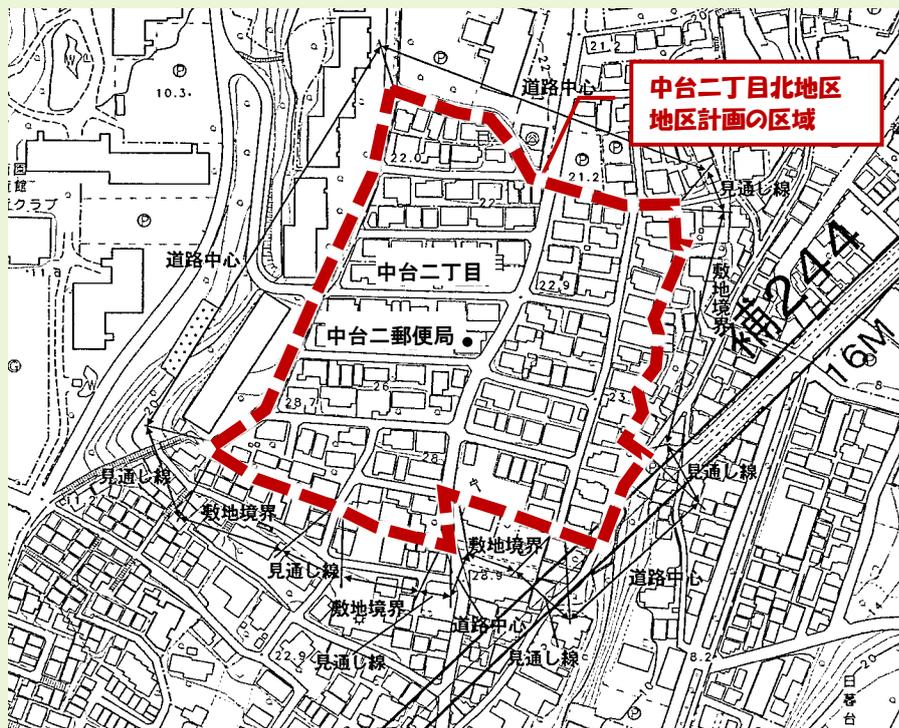
- 協議対象行為
- ・板橋区大規模建築物等指導要綱に該当する規模の建築物
 - ①階数3階以上で住戸数10戸以上の集合住宅
 - ②集合住宅以外の建築物で延べ床面積2,000㎡以上、又は敷地面積1,000㎡以上の土地への建築
(階数3階未満で住戸数10戸未満の集合住宅は除く)

詳細は板橋区ホームページにて、紹介しています。



■協議の対象となる承認まちづくり協議会

中台二丁目北地区まちづくり協議会 活動区域図

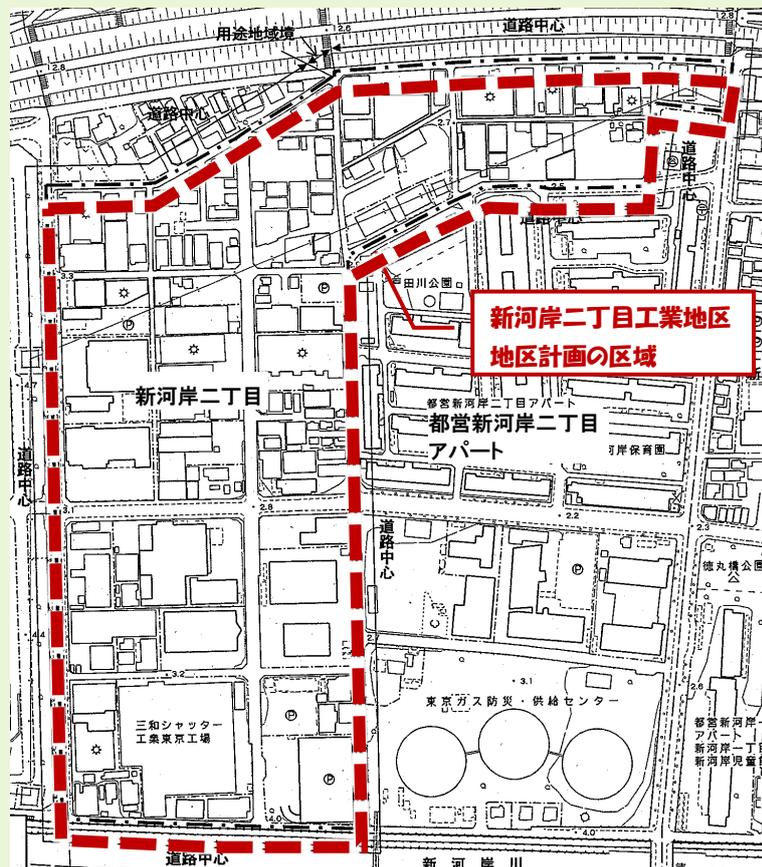


- 協議対象行為
 - ・敷地分割
 - ・既存建築物の解体
 - ・建築確認が必要な行為等
など

詳細は板橋区ホームページにて、紹介しています。



新河岸二丁目まちづくり協議会 活動区域図



- 協議対象行為
 - ・敷地面積が 500 m²以上の事業計画（事業所・工場以外）を検討している場合

詳細は板橋区ホームページにて、紹介しています。



【参考】

～ 大規模開発事業者等の情報提供 ～

登録又は承認まちづくり協議会の活動区域内で開発事業を行う以下に該当する開発事業者は、条例第22条に基づく承認まちづくり協議会との協議の前に、事前の情報提供が必要です(条例第35条)。

○条例第35条に基づく情報提供の対象者

土地に関する権利を移転又は設定を行う契約の譲受人になろうとする者
かつ、以下のいずれかに該当する大規模開発事業者等

- ①敷地面積 5,000 m²以上の土地において、開発事業をしようとする者
- ②敷地面積 2,000 m²以上で、延べ面積 10,000 m²以上が見込まれる建築物の建築を行う者

○情報提供の相手：登録まちづくり協議会 又は 承認まちづくり協議会

○情報提供の時期：大規模土地取引後、速やかに実施

○情報提供の内容：開発事業の計画の概要(概ねの規模、用途、住宅戸数等) (様式第23号)

○情報提供の実施報告：情報提供を実施した日から14日以内に区へ、「情報提供・事前説明結果報告書(様式第25号)」を提出

まちづくり協議会への情報提供・協議のフロー

